

転入・転居した人へ

マイナンバーカードの手続きはしましたか

マイナンバーカードを持っていない人が転入・転居した場合は、券面記載事項の変更などの手続きをする必要があります。

●届出期間

◆市外からの転入届の場合

- ◇新住所に住み始めてから14日以内
- ◇転入予定日から30日以内

※前述した届出期間内に転入届をした場合でも、届出日から90日以内に継続利用の手続きをしなければ、カードは使用できなくなりま

す。マイナンバーカードの再発行は、手数料がかかります。

◆市内での転居届の場合

期限無し

●受付時間

- ◆市役所
 - ◇月～金曜日 午前8時半～午後5時
 - ◇第2・4土曜日 午前9時半～午後0時半
- ◆地域行政センター
 - ◇午前9時～午後5時

※毎月第3火曜日（祝日の場合はその次の平日）、年末年始・第3土曜日の翌日曜日は除く

●必要なもの

◆本人の場合

- ◇マイナンバーカード
- ◇暗証番号
- ◆同一世帯の人の場合
 - ◇マイナンバーカード
 - ◇暗証番号（数字4桁）
 - ◇届出人の本人確認書類

◆同一世帯以外の人の場合

- ◇マイナンバーカード
- ◇暗証番号（数字4桁、封筒に入れ封をしたもの）
- ◇届出人の本人確認書類
- ◆委任状

※本人以外の人が、転入、転居届とは別日に手続きする場合は、照会書兼回答書が必要です。事前に送付しますので、総合窓口センターに連絡してください。

●署名用電子証明書（英数字6～16文字の暗証番号）の更新

転入、転居した場合、署名用電子証明書を更新する必要があります。手続きは、原則本人しかできませんが、次の条件を全て満たす場合は代理人でも手続きできます。

- ◇転入、転居届と併せて、同一世帯員または法定代理人が手続きする。
- ◇本人のマイナンバーカード、本人からの委任状（または数字4桁の暗証番号）、署名用電子証

明書の暗証番号を記載した書類（封筒に入れ封をしたもの）を持ってきています。

●留意事項

◆暗証番号が分からない場合は、原則本人が手続きすることで再設定できます。

◇必要なもの マイナンバーカードおよび本人確認書類1点（マイナンバーカード以外のもの）

※代理人が手続きする場合は、照会書兼回答書が必要です。事前に送付しますので、総合窓口センターに連絡してください。

●マイナンバー通知カードの記載事項変更は不要

マイナンバー通知カードは令和2年に廃止されたため、記載事項変更は不要です。マイナンバー通知カードに、現在の氏名と住所の記載があれば、マイナンバーを証明する書類として利用できます。



▲通知カード（表面）

●問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービス担当 ☎(580)1842

6月30日(月)が納期限です

- ◇市県民税（第1期）
- ◇国民健康保険税（第1期）
- ◇介護保険料（第1期）

延滞金は年 8.7%

※令和7年の割合です。 ※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

□座振替が便利

市ホームページで申し込みます。 ※一部対応していない金融機関があります。

●問い合わせ先

- ◇納付に関すること 納税課納税相談担当 ☎(580)1975
- ◇口座振替に関すること 納税課納税管理担当 ☎(580)1832

